

## ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド／  
マイナンバー事前登録のお願い など

\*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ

\*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内

\*積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き  
完了時

お手続きの完了通知

\*各種お手続き（ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など）の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。

\*マイナンバー（個人番号）申告書を同封させていただく場合があります。必要書類（コピー）を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

商品付帯サービスについて \*本サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。



- 『健康』、『認知症・介護』、『相続・税務・法務』に関する相談や、会員制サービスなど、ご自身・ご家族が利用できるサービスです。
- サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「保険証券」に同封のチラシにてご案内いたします。



サービス内容の詳細は、第一フロンティア生命ホームページでもご覧いただけます。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知りたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

＜しおり・約款用＞



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。

くわしくは、右記のコードからご確認ください。

＜公的保険制度＞



この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村證券の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関する確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客様サービスセンター **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

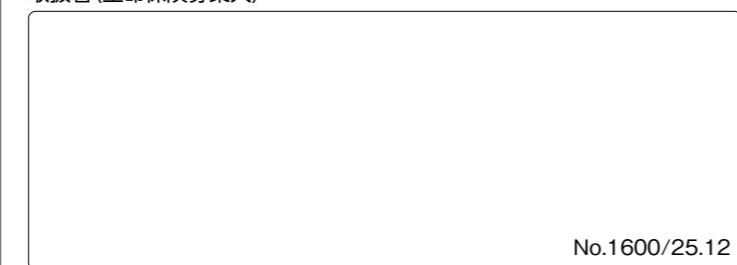
‘25年12月版

(登)B25F5181 (2025.9.19) F8569-01 ‘25年11月作成リ

[募集代理店]

**野村證券株式会社**

取扱者（生命保険募集人）



No.1600/25.12

## 第一フロンティア終身保険 (円建/外貨建)

積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)

\*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

大切なご家族のために、今あるご資産を活用できます

死亡保障コース

資産をふやしてご家族に“のこせます”



この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」に記載の名称「死亡保障型」を「死亡保障コース」と表記しています。

\*お申込みの際に保障抑制期間について、契約日から「9ヶ月」または「5年」のいずれかを指定いただきます。

## 9ヶ月 または 5年 経過以後、 死亡保険金額が指定通貨建で 一時払保険料より確実にふえます



●円建は外貨建よりもふえない傾向があります。また、保障抑制期間により死亡保険金額は異なります。具体的には、「設計書」をご確認ください。

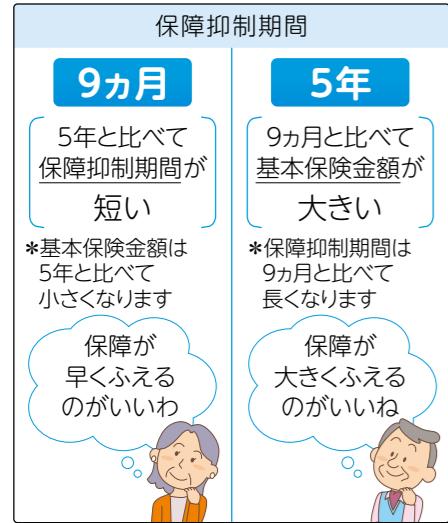
- のこされるご家族も **安心**
- ・お手持ちの資金より **ふやしてのこせる** (指定通貨ベース)
- ・ふえた保険金で **相続税の納税資金**に活用 …など

### しくみ図(イメージ)



ご加入時の告知は不要です

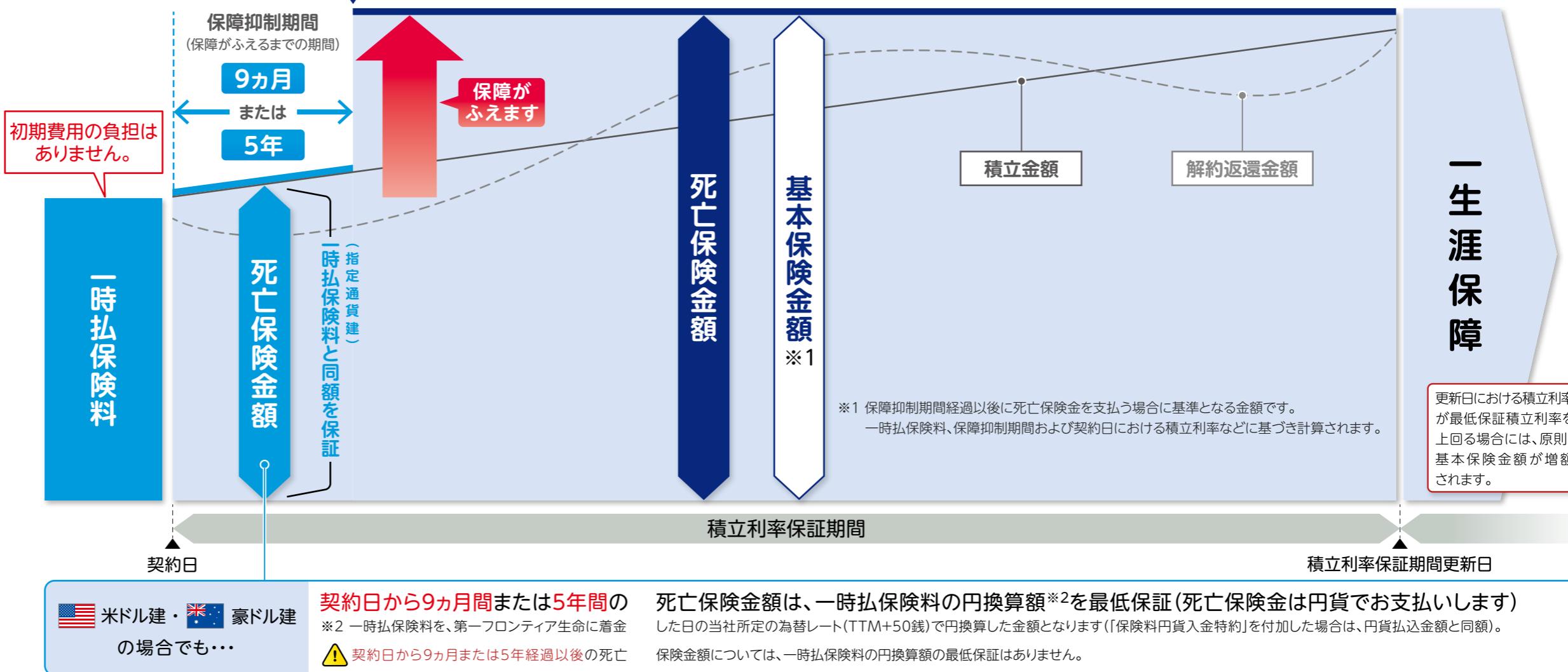
保障抑制期間を指定いただきます



\*上記は保障抑制期間以外の条件が同じ場合

払込金額が、40万米ドル・50万豪ドル・  
5,000万円以上の場合、積立利率の  
上乗せがあります。

\*くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・  
注意喚起情報)」4ページをお読みください。



保障抑制期間	9ヶ月			5年		
	米ドル	豪ドル	円	米ドル	豪ドル	円
契約年齢	20歳~80歳	81歳~90歳	20歳~85歳	86歳~90歳	20歳~80歳	81歳~90歳
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の  
変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P4

# 主なお取扱いについて

	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル	豪ドル	円				
一時払保険料 もしくは払込金額 ※ご契約時の金利情勢 などによっては、お取り扱いできない指定通貨 があります。		20,000米ドル	20,000豪ドル	200万円					
「保険料円貨入金特約」を 付加する場合		円		200万円					
*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。									
最高	基本保険金額が20億円相当額※ (適用される積立利率、年齢および性別などにより一時払保険料の上限額は異なります。) ※   第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。								
	保険期間 終身								
保障抑制期間 および 契約年齢 *契約における被保険者の満年齢	保障抑制期間	契約年齢							
	9ヶ月	米ドル建	豪ドル建	円建					
積立利率保証期間	5年	20歳～80歳	20歳～85歳	20歳～90歳					
	*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。 *ご契約後、保障抑制期間の変更は取り扱いません。								
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定(複数名の指定可能)								
	一時払のみ取り扱います。								
保険料の払込方法	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。								
	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。								
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。							
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。							
契約者貸付		取り扱いません。							

## 税務のお取扱いについて、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

この冊子に記載の税務のお取扱いは2025年10月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

# リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を   と表記しています。

## お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

### すべてのご契約者に負担していただく費用

① 積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。  
\*上記の費用は、通貨の種類、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。  
また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係费率)をあらかじめ差し引いております。

②   保障抑制期間中、積立金から死亡保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。  
\*上記の費用は、通貨の種類、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

### 特定のご契約者に負担していただく費用

① 解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 一時払保険料 × 以下の解約控除率

指定通貨	積立利率保証期間	[米ドル] 30年・[豪ドル] 20年			10年	
		適用されている 積立利率	2.50%以上 2.50%未満	2.00%以上 2.00%未満	2.00%以上 2.00%未満	1.50%以上 2.00%未満
米ドル ・ 豪ドル	解約控除率	4.50%～0.50%	4.20%～0.40%	3.20%～0.30%	4.00%～0.40%	3.40%～0.30%

指定通貨	積立利率保証期間	30年			15年	
		適用されている 積立利率	2.50%以上 2.50%未満	2.10%以上 2.50%未満	2.10%未満	2.30%以上 2.30%未満
円	解約控除率	4.00%～0.40%	3.50%～0.35%	3.00%～0.30%	3.50%～0.35%	2.50%～0.25%

\*契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

②   「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)」を付加して円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③ 特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して1.0% (円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%)を負担していただきます(2025年12月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

### 通貨を換算する場合の費用

以下の特約の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

保険料 円貨入金特約	TTM+50銭	円貨支払特約、保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約※、 円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)	TTM-50銭
---------------	---------	--	---------

※指定通貨建の死亡保険金の支払額を円貨に換算する為替レートです。一時払保険料の円換算額(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額)と同額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。

\*上記の為替レートは、2025年12月現在の数値であり、将来変更されることがあります。

\*TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■   この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。

MEMO

---